



鳥取県公報

平成12年6月30日(金)

第7193号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	青少年に有害な図書類の指定（県民生活課）……………1
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請（ ）……………2
	保安林の指定予定（2件）（森林保全課）……………3
	一般国道の区域の変更（道路課）……………4
	県道の区域の変更（ ）……………4
	県道の供用の開始（ ）……………6
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集……………6
◇ 教委規則	鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則（高等学校課）……………7
◇ 教委告示	平成13年度鳥取県立高等学校募集生徒数（高等学校課）……………9
◇ 公 告	共済事業に係る平成11年度の経営状況（管財課）……………12
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（防災危機管理室）……………13

告 示

鳥取県告示第411号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成12年6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	種 別	図 書 類		
		題 名 及 び 号 数	発 行 記 号 等	表 示 さ れ た 発 行 所 名
6469	雑誌その他の 刊行物	喪服未亡人	な し	麻布書店
6470	〃	すけべっ子倶楽部	47913-02	イーグル出版
6471	〃	ペイガン PAGAN VOL. 1	雑誌コード 09666-09	株式会社英和出版社
6472	〃	恋愛ノ時間②	雑誌コード 17932-09	〃
6473	〃	艶麗淑女画報 VOL. 2	雑誌コード 17932-01	〃

6474	〃	Don't! 1999 11	雑 誌 06777-11	株式会社サン出版
6475	〃	アクフォト	雑 誌 63421-67	株式会社晋遊舎
6476	〃	永久保存版 VOL. 1 お宝裏ビデオ プレミアアイドル全紹介 全80本	雑誌コード 02230-3	株式会社大洋書房
6477	〃	アップル写真館 2000 3月号 VOL.125	雑 誌 11459-3	株式会社大洋図書
6478	〃	艶裸 E・N・R・A	雑 誌 66014-10	司書房
6479	〃	リップメイト Lip Mate 2000 2. VOL.25	な し	ネオ出版
6480	〃	妖美フォトロマン 縄淫秘艶	雑 誌 68458-99	マイウェイ出版株式 会社
6481	〃	天然少女むちゃ3月号 VOL.23	雑誌コード 08577-3	雄出版株式会社
6482	〃	愛人密写館	雑 誌 68911-20	〃
6483	録 画 盤	OAK CD-ROM for Win95&Mac たまごたち 主演・小野今日子	な し	オークラ出版
6484	録画テープ	アリサ ところかまわず	CD-19	コンフィデンス
6485	〃	ラブドール 悶絶 篠原えりか	MA-10	メシア
6486	〃	メデイテーション・さくらいなお	VP-007	ヴァイン・ピンク
6487	〃	素人参加AV女優と一日結婚できる ビデオ	GC-035	株式会社フリーメイ ソン
6488	〃	新任秘書危ない密室 深田美穂	006	不 明
6489	〃	IN TURN 淫ターン	YZ-01	Y ZONE
6490	〃	中出し少女	な し	不 明
6491	〃	マニアよりの極秘入手品 スキ子 60分 秘 裏限定品	No. 6	〃

鳥取県告示第412号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成12年8月22日までの間、鳥取県生活環境部県民生活課において公衆の縦覧に供する。

平成12年6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請のあった年月日
平成12年 6月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人トマトの会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
日置 久枝
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
東伯郡北条町島705
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、鳥取県中部の地域住民に対して、ボランティア活動の推進を図るための支援事業を行い、また、自らボランティア活動に参加し、広く社会福祉に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第413号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年 6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 保安林予定森林の所在場所

倉吉市森字赤瀬谷275、275の1、276、277、字赤瀬谷平530、540から543まで、みどり町3505の1、大谷字大寺前390から392まで、410、字水上982の2、字後口谷1025、1026、字坂根谷938、939、942、943、950、東伯郡東郷町大字別所字三ノ赤畑818の10、三朝町大字東小鹿字井手ノ原平1491から1494まで、字井手ノ原1586の2、1587、大字下畑字小代路72の1、73

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

倉吉市みどり町3505の1（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

倉吉市寺谷字石坂平187、188、東伯郡北条町北尾字八幡山616の1、米里字亀崎164

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課並びに倉吉市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第414号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 保安林予定森林の所在場所

東伯郡東伯町大字野田字屋敷299、字原ノ土居454、455、453の1、453の2、大字大杉字生田平876の19、876の22、876の23、876の29、大字福永字赤松谷東平414の1、大字矢下字寺山686、687、688の1、字漆谷775、字湯屋谷西平785、786

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期例以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

東伯郡東伯町大字福永字倉ノ谷382の1、382の2、字滝ノ谷385の1、386の1から386の3まで、大字別宮字堂坂平ラ29、字堂久32、33、34の3、35から37まで

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき一般国道の区域を次のように変更したので、同

項の規定により告示する。

その関係図面は、平成12年 6 月30日から 2 週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成12年 6 月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
3 1 3 号	変更前	倉吉市和田東町字中島145地先から同市和田字中峯837-4地先まで	18.0~70.0	865.0
		倉吉市和田字上畑田180地先から同市和田字寺澤476-1地先まで	7.0~31.5	819.0
		倉吉市和田字井津尻480地先から同市和田字中峯844-2地先まで	6.7~20.5	143.0
	変更後	倉吉市和田東町字中島145地先から同市和田字中峯837-4地先まで	18.0~70.0	865.0
		倉吉市和田字上畑田180地先から同市和田字寺澤476-1地先まで	7.0~31.5	819.0

鳥取県告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成12年 6 月30日から 2 週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成12年 6 月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
日野溝口線	日野郡溝口町福岡字一ノ貝山3997-2地先から同町福岡字飛子原3907-1地先まで	変更前	4.0~43.0	616.0
		変更後	11.0~107.5	802.0

路 線 名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
倉吉由良線	変更前	倉吉市穴沢字井尻142-3地先から同市穴沢字中下谷81-3地先まで	22.0~39.0	206.0
		倉吉市穴沢字井尻142-3地先から同市穴沢字中下谷83地先まで	6.9~14.1	146.0
	変更後	倉吉市穴沢字井尻142-3地先から同市穴沢字中下谷81-3地先まで	22.0~39.0	206.0
由良停車場線	変更前	東伯郡大栄町大字由良宿字南内浜1352-2地先から同大字字東浜1458-2地先まで	16.0~43.0	771.0
		東伯郡大栄町大字由良宿字南内浜1290-9地先から同大字字東浜1458-14地先まで	6.1~26.0	799.0

	変更後	東伯郡大栄町大字由良宿字南内浜1352-2地先から同大字字東浜1458-2地先まで	16.0~43.0	771.0
樗谿神社線	変更前	鳥取市上町93-5地先から同市御弓町3-3地先まで	5.0~24.0	320.0
	変更後	鳥取市上町93-5地先から同市御弓町2-4地先まで	10.0~24.0	314.0
上大立大栄線	変更前	倉吉市上福田字辰ケ口272-1地先から同市上福田字下河原578-3地先まで	4.8~27.4	905.0
		倉吉市上福田字辰ケ口272-1地先から同市上福田字新橋1032地先まで	11.5~31.5	235.0
	変更後	倉吉市上福田字辰ケ口272-1地先から同市上福田字新橋1032地先まで	11.5~31.5	235.0

鳥取県告示第417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成12年6月30日から2週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成12年6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
日野溝口線	日野郡溝口町福岡字一ノ貝山3997-2地先から同町福岡字飛子原3907-1地先まで	平成12年6月30日
樗谿神社線	鳥取市上町93-5地先から同市御弓町2-4地先まで	〃

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示72号

平成12年第8回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成12年6月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 日時 平成12年7月3日（月）午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙について
 - (2) その他

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年 6月30日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第17号

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表鳥取東高等学校の項中

普通学科	普通科	3年	1,200人
------	-----	----	--------

を

普通学科	普
理数学科	理

通科	3年	1,160人
数科	3年	40人

に改め、同表鳥取西高等学校の項中「240人」を「160人」に改め、同表鳥取商業高

等学校の項中

商業学科	商業科	3年	320人
	国際経済科	3年	160人
	会計科	3年	40人
	情報管理科	3年	240人
英語学科	英語科	3年	160人

を

商業学科	商業科
	国際経済科
	情報管理科
英語学科	英語科

3年	360人
3年	120人
3年	240人
3年	240人

に改め、同表鳥取工業高等学校の項中

工業学科	電子機械科	3年	114人
	機械システム科	3年	114人
	電気科	3年	114人
	情報技術科	3年	114人
	建築科	3年	114人
	化学技術科	3年	114人

を 工 業 学 科	電 子 機 械 科	3 年	76人	に改め、同表鳥取西工業高等学校の項中「114人」を
	機 械 シ ス テ ム 科	3 年	76人	
	電 気 科	3 年	114人	
	情 報 技 術 科	3 年	76人	
	建 築 科	3 年	76人	
	化 学 技 術 科	3 年	76人	
	機 械 科	3 年	38人	
	制 御 ・ 情 報 科	3 年	38人	
	建 築 環 境 科	3 年	38人	
	都 市 環 境 科	3 年	38人	
理数工学科	理 数 工 学 科	3 年	40人	

「76人」に改め、同表鳥取農業高等学校の項中「114人」を「76人」に、「152人」を「114人」に改め、同項の次に次のように加える。

鳥取湖陵高等学校	全 日 制 課 程	農 業 学 科	食 品 シ ス テ ム 科	3 年	38人	鳥取市湖山町北三丁目250
			緑地デザイン科	3 年	38人	
		工 業 学 科	電 子 機 械 科	3 年	38人	
			電 子 電 気 科	3 年	38人	
		家 庭 学 科	人 間 環 境 科	3 年	40人	
情 報 学 科	情 報 科 学 科	3 年	40人			
美 和 分 校	定 時 制 課 程	農 業 学 科	産 業 基 礎 科	3 年 以 上	38人	鳥取市源太12
			生 活 科 学 科	3 年 以 上		

別表の1の表八頭高等学校の項中	1,000人	を	に改め、同表智頭農林高等学校の項中
	80人		
	40人		
	40人		
	920人		
	40人		
	80人		
	80人		

を	160人	に改め、同表青谷高等学校の項中	を			
	76人					
	80人					
	40人					
	80人					
	38人					
	160人					
	80人					
		普通学科	普通科	3 年	200人	を
		総 合 学 科		3 年	320人	

総 合 学 科	3 年	480人	に改め、同表倉吉西高等学校の項中「640人」を「600人」に改め、同表倉
---------	-----	------	--------------------------------------

吉産業高等学校の項中

120人
240人

 を

120人
200人

 に改め、同表倉吉工業高等学校の項中

化学応用

を

科	3年	144人
---	----	------

 を

化学応用科	3年	76人
-------	----	-----

 に改め、同表米子西高等学校の項中「120人」

を「80人」に改め、同表米子南商業高等学校の項を次のように改める。

米子南高等学校	全日制課程	商業学科	流通経済科	3	年	80人	米子市長砂町216
			会計情報科	3	年	160人	
			情報システム科	3	年	160人	
			流通会計科	3	年	40人	
			情報処理科	3	年	80人	
			社会科学科	3	年	40人	
		家庭学科	生活文化科	3	年	40人	

別表の1の表淀江産業技術高等学校の項中

90人
60人
120人

 を

60人
30人
80人

 に改め、同表根雨高等学校の項中

「240人」を「120人」に改め、同表日野産業高等学校の項中

80人
76人

 を

40人
38人

 に改め、同表日野高

等学校の項中「160人」を「320人」に改める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第13号

平成13年度鳥取県立高等学校募集生徒数を次のとおり定める。

平成12年6月30日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

1 全日制課程

高等学校名	学 科 名		募集生徒数
鳥取東高等学校	普通学科	普通科	360人
	理数学科	理数科	40人
鳥取西高等学校	普通学科	普通科	400人。 ただし、人文科学コース、自然科学コース各40人、総合科学コース320人とする。
鳥取商業高等学校	商業学科	商業科	120人
		国際経済科	40人
		情報管理科	80人
	英語学科	英語科	80人
鳥取工業高等学校	工業学科	機械科	38人
		電気科	38人
		制御・情報科	38人
		建築環境科	38人
		都市環境科	38人
	理数工学学科	理数工学科	40人
鳥取湖陵高等学校	農業学科	食品システム科	38人
		緑地デザイン科	38人
	工業学科	電子機械科	38人
		電子電気科	38人
	家庭学科	人間環境科	40人
	情報学科	情報科学科	40人
岩美高等学校	普通学科	普通科	160人。 ただし、文理コース80人、情報ビジネスコース、健康福祉コース各40人とする。
八頭高等学校	普通学科	普通科	280人。 ただし、総合コース240人、体育コース40人とする。
	国際英語学科	国際英語科	40人
	理数学科	理数科	40人
智頭農林高等学校	農業学科	園芸科学科	} 80人
		森林科学科	
		環境科学科	
家庭学科	生活デザイン科	40人	
青谷高等学校	総合学 科		160人
倉吉東高等学校	普通学科	普通科	240人。 ただし、文理学術コース40人、総合科学コース200人とする。
倉吉西高等学校	普通学科	普通科	200人

倉吉農業高等学校	農 業 学 科	農 林 科	}	80人
		園 芸 科		
		畜 産 科		
		生 活 学 科	38人	
倉吉産業高等学校	商 業 学 科	会 計 科	40人	
		情 報 処 理 科	40人	
	家 庭 学 科	生 活 デ ザ イ ン 科	80人	
倉吉工業高等学校	工 業 学 科	機 械 科	38人	
		電 気 科	38人	
		情 報 技 術 科	38人	
		環 境 建 設 科	38人	
由良育英高等学校	普 通 学 科	普 通 科	200人。 ただし、そのうち40人は体育コースとする。	
赤 碓 高 等 学 校	普 通 学 科	普 通 科	120人。 ただし、文理コース、情報ビジネスコース、 健康スポーツコース各40人とする。	
米子東高等学校	普 通 学 科	普 通 科	360人。 ただし、生命科学コース40人、普通コース320 人とする。	
米子西高等学校	普 通 学 科	普 通 科	320人。 ただし、人文科学コース、数理科学コース、 健康科学コース各40人、普通コース200人と する。	
米子高等学校	総 合 学 科		160人	
米子南高等学校	商 業 学 科	流 通 会 計 科	40人	
		情 報 処 理 科	80人	
		社 会 学 科	40人	
	家 庭 学 科	生 活 文 化 科	40人。 ただし、環境文化コース、調理コース各20人 とする。	
米子工業高等学校	工 業 学 科	電 子 機 械 科	38人	
		電 気 科	38人	
		情 報 電 子 科	38人	
		土 木 科	38人	
		材 料 化 学 科	38人	
境高等学校	普 通 学 科	普 通 科	240人	
	家 庭 学 科	家 庭 学 科	40人	
境水産高等学校	水 産 学 科	海 洋 工 学 科	}	60人
		情 報 通 信 科		
		食 品 経 済 科	38人	

境港工業高等学校	工業学科	電子機械科	38人
		電子電気科	38人
		電子情報科	38人
		建築科	38人
日野高等学校	総合学科		160人
(全日制課程 計)			5,492人

2 定時制課程

高等学校名	学 科 名		募集生徒数
鳥取西高等学校	普通学科	普通科	40人
鳥取湖陵高等学校 美和分校	農業学科	産業基礎科	38人
		生活科学科	
倉吉東高等学校	普通学科	普通科	40人
米子東高等学校	普通学科	普通科	40人
(定時制課程 計)			158人

3 通信制課程

高等学校名	学 科 名		募集生徒数
鳥取西高等学校	普通学科	普通科	約100人
米子東高等学校	普通学科	普通科	約100人
(通信制課程 計)			約200人

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定に、社団法人全国公営住宅共済会から平成11年度の経営状況の通知があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成12年6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

平成11年度社団法人全国公営住宅共済会経営状況

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	1,289人
加入戸数	893,185戸
共済契約金額	5,498,024,404,000円
共済分担金	1,047,737,713円
罹災戸数	846戸
災害共済金	425,109,895円

復興建築助成戸数	219戸
復興建築助成金	114,459,382円
防火・住宅施設改善助成会員数	226人
防火・住宅施設改善助成金	53,364,100円
住宅災害見舞戸数	3,100戸
住宅災害見舞金	97,752,688円

2 収支計算

(1) 収入

共済分担金収入	1,047,737,713円
建物管理収入	62,315,204円
その他の収入	289,725,821円
当期収入合計 (A)	1,399,778,738円
前期繰越収支差額	65,651,190円
収入合計 (B)	1,465,429,928円

(2) 支出

事業費	718,703,496円
管理費	261,128,769円
建物管理費	18,575,275円
特定預金支出	126,500,057円
その他の経費	280,070,038円
当期支出合計 (C)	1,404,977,635円
当期収支差額 (A)-(C)	△5,198,897円
次期繰越収支差額 (B)-(C)	60,452,293円

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成12年6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工事名 気象情報オンライン通信端末整備工事
- (2) 工事場所 鳥取市東町一丁目271外
- (3) 工事内容

本件工事は、鳥取地方気象台から送信される気象情報を受信するために必要な端末設備を県庁防災危機管理室及び守衛室に設置するとともに防災危機管理室端末機と守衛室端末機とをLANケーブルにより接続し、及び整備する工事である。

(4) 工事の詳細

入札説明書による。

(5) 工期

契約の日から平成12年10月31日まで

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の(1)から(4)までの要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により電気通信工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けている者であること。
- (3) 平成12年6月30日(金)から同年7月12日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 電気通信工事業に係る主任技術者となり得る資格を有する者を当該工事に専任で配置できること。

3 契約担当部局

鳥取県生活環境部防災危機管理室

4 入札手続

(1) 入札に係る問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県生活環境部防災危機管理室

電話 0857-26-7584

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 郵便による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成12年7月12日(水)午後3時

イ 場所 鳥取土木事務所入札室(鳥取県庁第二庁舎1階)

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札者は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

- (2) この入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格を有することを証明する書類を4の(1)の場所に平成12年7月5日(水)午後5時までに提出しなければならない。

- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。ただし、本件入札に参加しようとする者が保険会社との間に鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しその証券を提出した場合その他知事が別に定める場合においては、免除する。

7 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を本契約となるまでの間に納付しなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に鳥取県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合その他知事が別に定める場合においては、免除する。

8 その他

- (1) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否
要

(3) 落札者の決定方法

2の競争入札参加資格の要件を満たす入札者であって、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第14条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無
無

(5) その他
詳細は、入札説明書による。